

ご契約者各位

社会福祉法人東京都社会福祉協議会
有限会社東京福祉企画
三井住友海上火災保険株式会社

〈ボランティア保険〉 払込手数料及び新型コロナウイルス感染症の補償変更について

1 払込手数料について

パンフレット11ページ掲載の「専用の払込用紙を用いた場合の手数料負担」のご案内に関し、表記を次のとおり訂正するとともに、深くお詫言申し上げます。

訂正前) ●払込用紙

専用の払込用紙を用いた郵便局窓口・郵便局ATM・みずほ銀行本支店窓口からの振込お送金手数料が無料です。それ以外のお振込みお入申込者様の手数料負担となります。

訂正後) ●払込用紙

専用の払込用紙を用いた郵便局窓口・郵便局ATM・みずほ銀行本支店窓口からの振込お送金手数料が無料です。

ただし、郵便局窓口・ATMにおいて、現金で払込をされる場合、払込人に対して1件ごとに110円の料金が加算されます。それ以外のお振込みお入申込者様の手数料負担となります。

2 新型コロナウイルス感染症分類変更に伴う特定感染症危険補償特約の取扱いについて

感染症分類の変更に伴い、5月8日以降、新型コロナウイルス感染症は、「特定感染症危険補償特約」(以下参照)の**補償対象外**となります。

※特定感染症危険補償特約に関する補償 (ボランティア保険パンフレット3ページ掲載)

保険金の種類	内容
特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」	<p>保険期間中に特定感染症を発病 (被保険者以外の医師の診断による発病をいいます。) し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の100%~42%をお支払いします。ただし、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした後遺障害保険金の額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 ●その治療のため入院された場合、入院保険金日額×入院日数をお支払いします。ただし、発病の日からその日を含めて180日以内の入院に限りします。 ●その治療のため通院された場合、通院保険金日額×通院日数をお支払いします。ただし、発病の日からその日を含めて180日以内の通院に限りします。また、90日がお支払いの限度となります。 <p>ただし、被保険者が特定感染症を発病した場合は、その特定感染症を発病した日からその日を含めて30日以内にその特定感染症 (注) の発病の状況および経過を引受保険会社に通知しなければなりません。</p>
特定感染症危険「葬祭費用」補償	<p>保険期間中に特定感染症を発病し、その直接の結果として被保険者が発病の日からその日を含めて180日以内に死亡されたことにより、被保険者の親族が葬祭費用を負担された場合に、300万円を限度として保険金をお支払いします。</p>